

公園事業と連携した都市計画道路の 整備について

～天王寺大和川線（桜スタジアム前）・正蓮寺川歩行者専用道～



大阪市建設局道路河川部街路課

課長 橋田 雅弘

課長代理 藤原 永護

担当係長 松永 英郎

係員 廣松 辰快

目次

1 天王寺大和川線(桜スタジアム前)

- (1) 事業概要
- (2) 経過・事業スキーム
- (3) 整備内容
- (4) 管理について

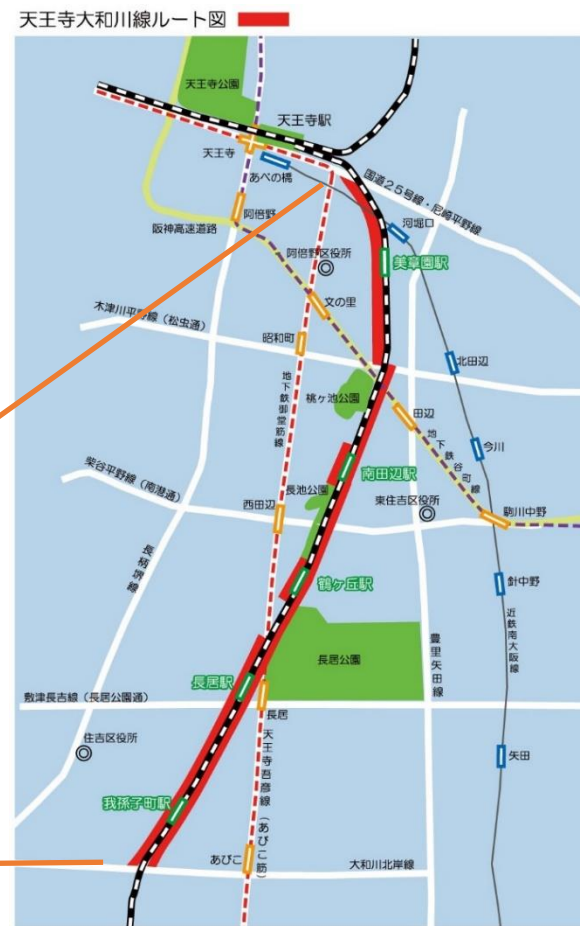
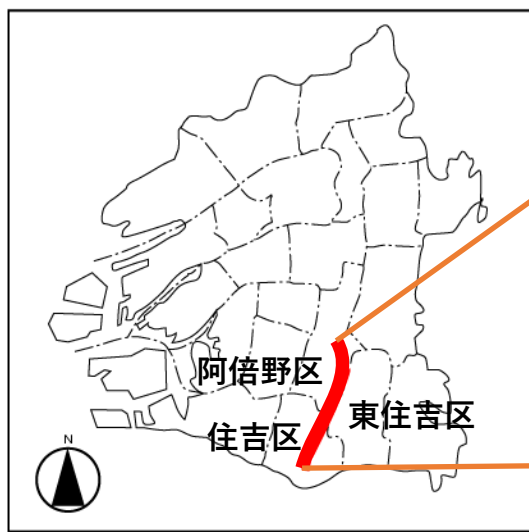
2 正蓮寺川歩行者専用道

- (1) 事業概要
- (2) 経過
- (3) 整備内容
- (4) 整備・管理スキーム

1 天王寺大和川線(桜スタジアム前)

(1) 事業概要

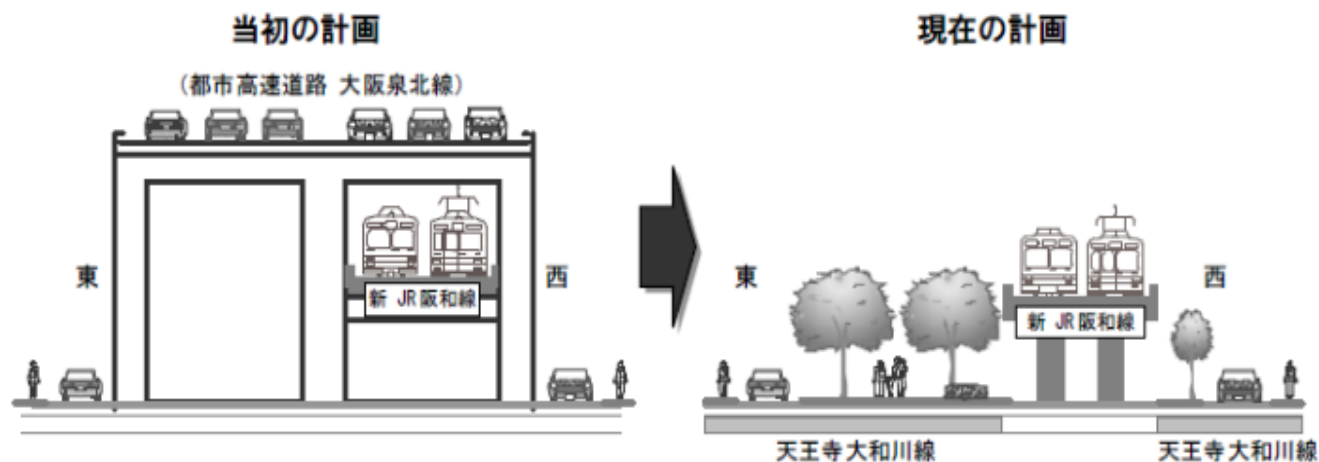
- 名称 大阪都市計画道路 天王寺大和川線
- 概要 阿倍野区、東住吉区、住吉区の3行政区にまたがり、大阪南部の主要ターミナルである天王寺から大和川までを結ぶJR阪和線沿いに整備する道路
- 起点 阿倍野区天王寺町南1丁目（国道25号）
- 終点 住吉区山之内元町（大和川北岸線）
- 延長 約5,520m
- 標準幅員 29m
- 車線数 2



(1) 事業概要

【特徴1】 高速道路の跡地を利用

- ・ JR阪和線と一体高架構造として計画されていた都市高速道路大阪泉北線が、阪神・淡路大震災をはじめ社会情勢等の変化により廃止
- ・ 大阪泉北線跡地を利用した道路として平成16年3月に都市計画決定



【特徴2】 地域協働による取組

- ・ 沿線地域の関心が高く、さまざまな意見や要望があがっていたことをふまえて、計画段階から行政と地域が連携した地域協働により事業を推進
- ・ 「風かおるみち」をコンセプトとした整備内容の検討

(2) 経過・事業スキーム

【天王寺大和川線の整備方針】

- ・ 駅周辺部を先行し、その後、駅間部分を整備
- ・ 駅周辺部の優先順位については、集客施設の立地状況等を考慮

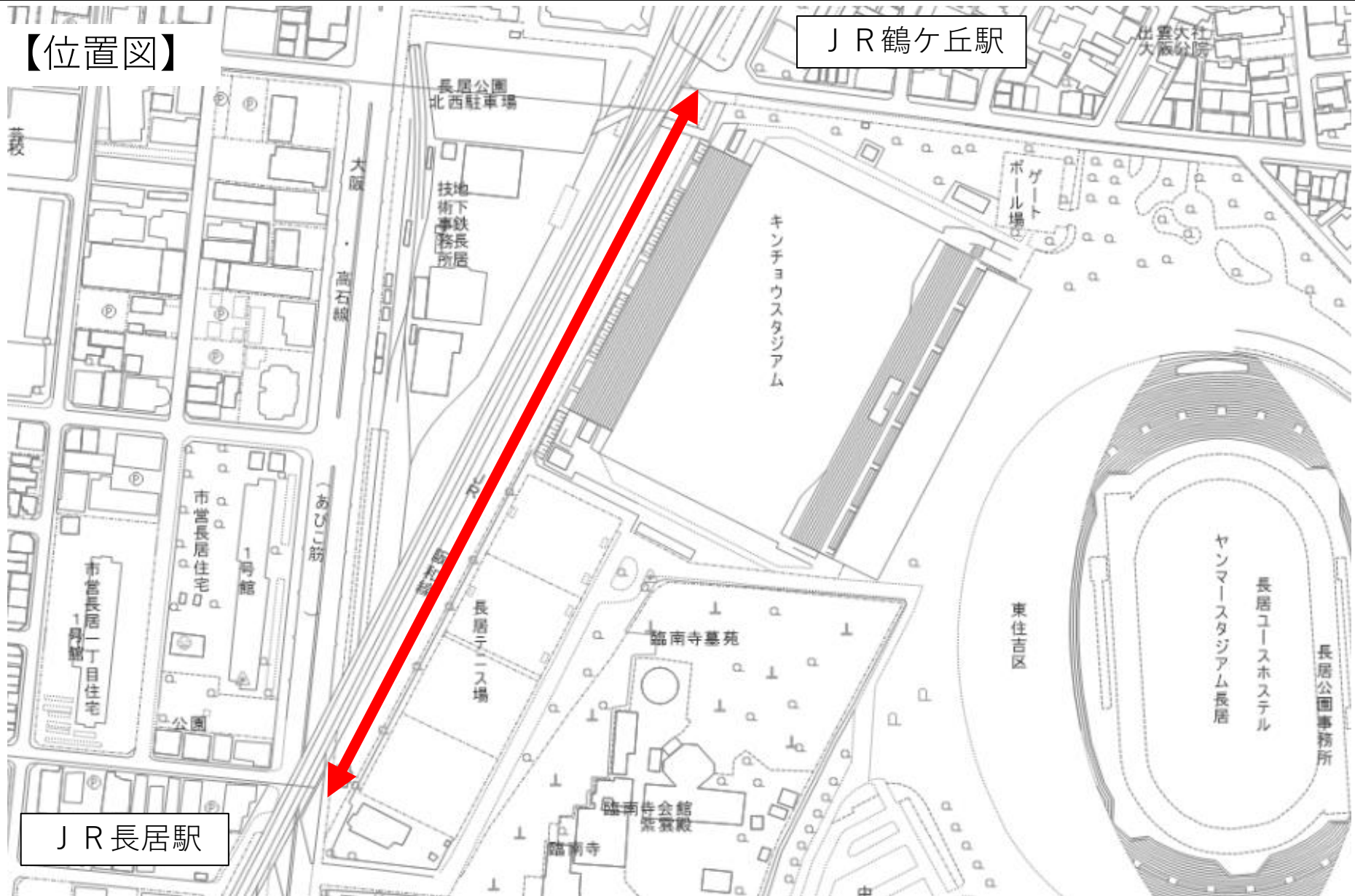
令和2年度
長居球技場に隣接する長居駅前の整備に着手
改修工事を契機に、長居駅から長居球技場へ
つながる駅間部分の整備にも着手

セレッソが長居球技場の
改修工事を進めるにあたり、
天王寺大和川線の道路予定地を
工事ヤードとして占用
⇒復旧整備が必要

セレッソが復旧整備を行い、グレードアップ分は大阪市の街路事業で
負担することを、セレッソと大阪市で合意

(2) 経過・事業スキーム

【位置図】

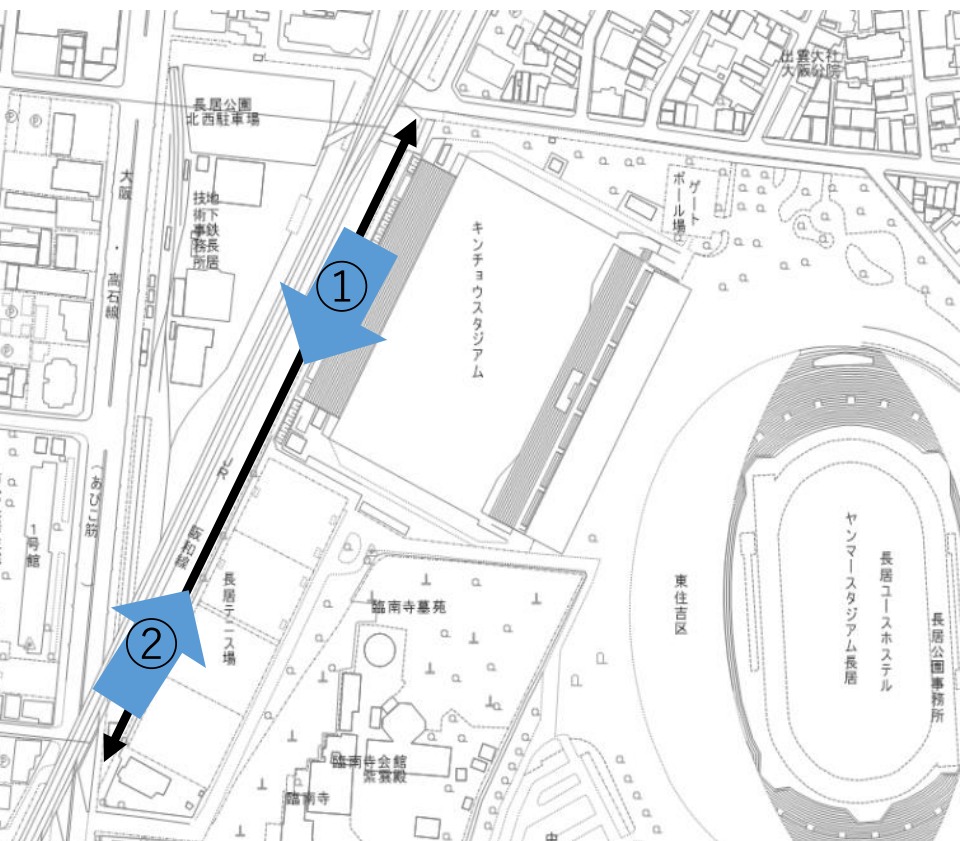


J R 鶴ヶ丘駅

J R 長居駅

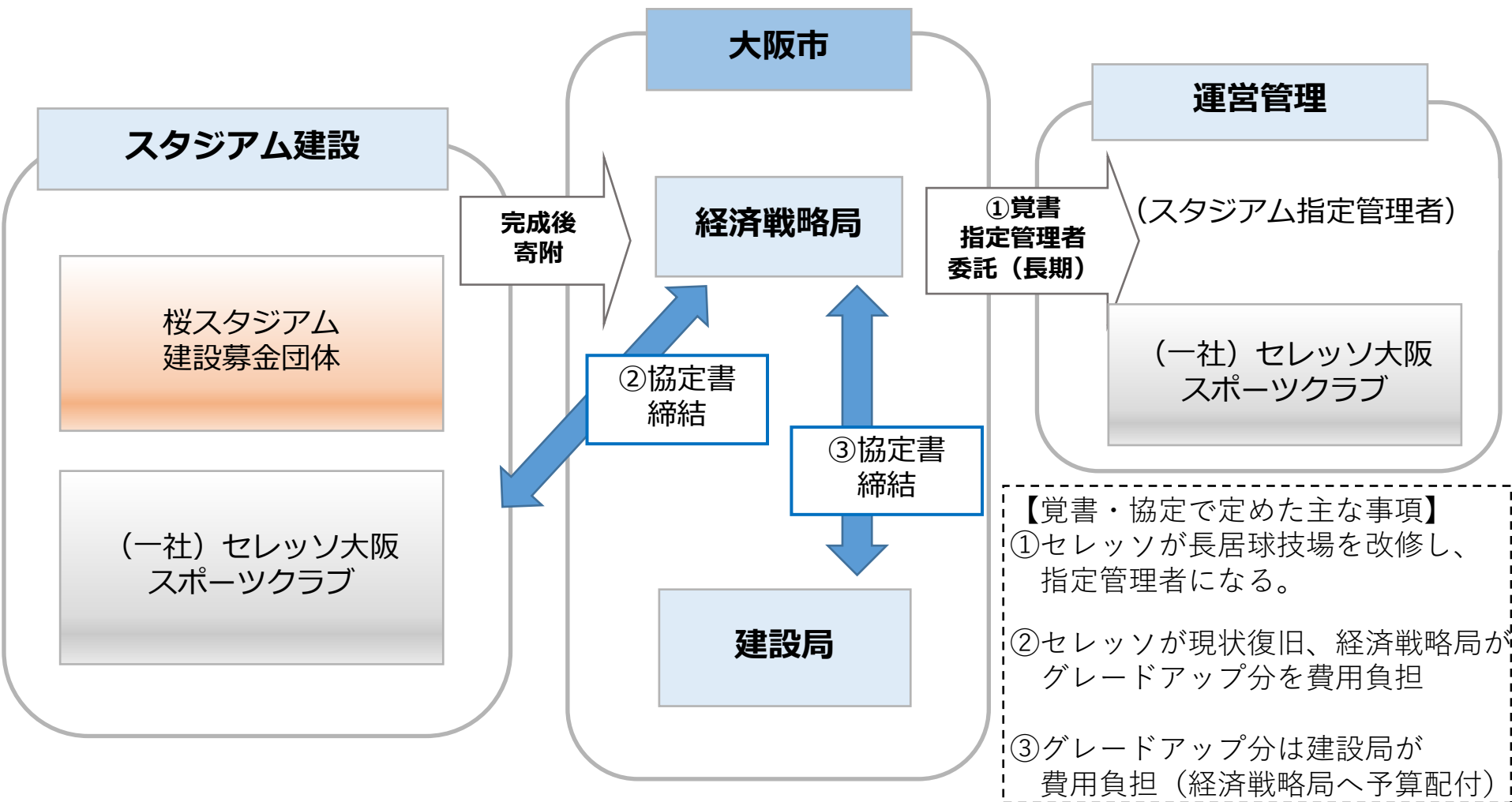
(2) 経過・事業スキーム

【整備前の状況】



(2) 経過・事業スキーム

関係者間で覚書および協定書を締結し、各主体の役割等を明確化することで、円滑に整備を進めた。



(3) 整備内容

【整備箇所に求められる機能】

- ・ スタジアムのエントランスや高架下開発と一体利用（イベント広場など）
- ・ 一般歩行者の通行機能
- ・ 緊急車両の進入や沿道施設への搬入等の道路機能
- ・ 桜スタジアムへの観客や選手等の通行動線

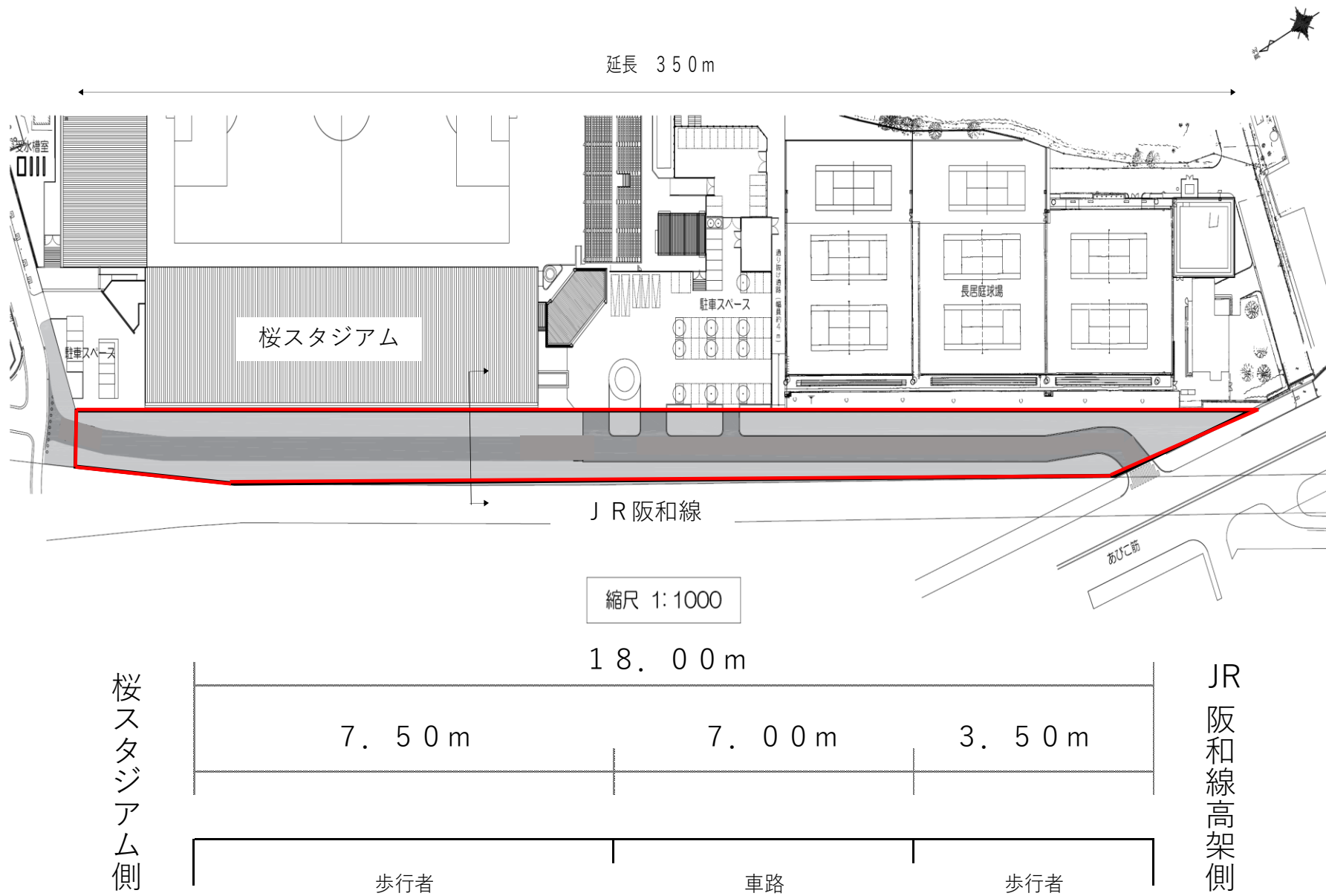


【整備方針】

- ・ 公園的な整備を行うこととし、歩道や車道としての段差などは設けない。
- ・ 一般の通行車両は通さず、緊急車両や関係車両（セレッソ選手のバスなど）の限定した通行のみ

※車両通行等については、セレッソが地元調整を実施。

(3) 整備内容



(3) 整備内容

【整備前】



【整備後】



(4) 管理について

【道路機能の必要性】

- ・整備箇所については、都市計画道路 天王寺大和川線として都市計画決定を行っており、緊急車両の通行や、埋設物の占用などの道路機能を確保する必要がある。

【公園機能の必要性】

- ・桜スタジアムへの通行動線やエントランスとの一体利用等が見込まれるため、桜スタジアムと一体不可分な管理運営が必要

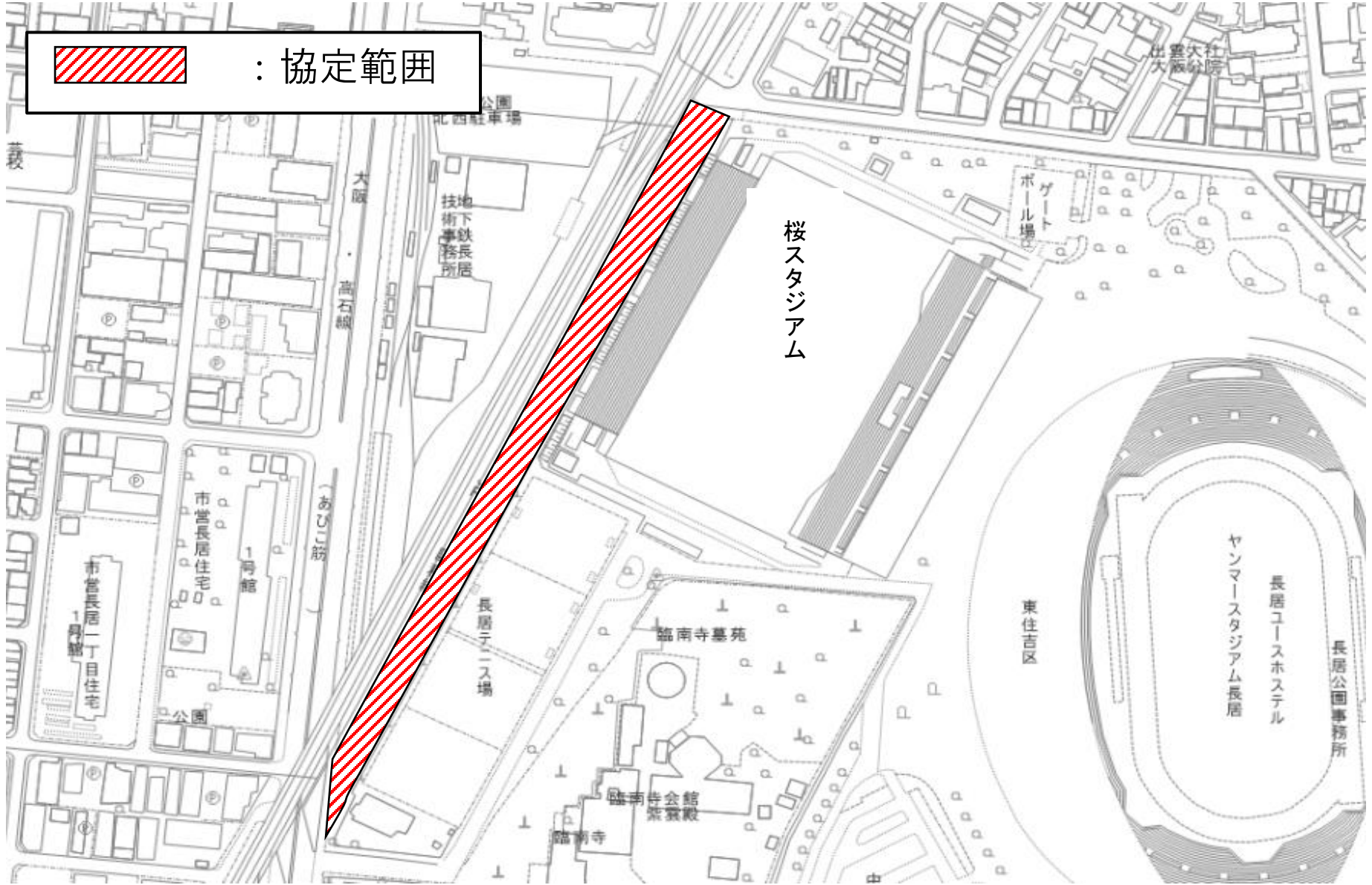


- ・整備箇所を桜スタジアムのエントランスとして位置づけ、公園管理者である経済戦略局の所管施設とし、公園区域とするため長居公園の区域を拡張



道路と公園の兼用工作物として管理を行うため、
兼用工作物協定を経済戦略局（公園管理者）と締結（R3.3.31）

(4) 管理について



(4) 管理について

【兼用工作物に関する維持管理区分】

※甲：道路管理者（建設局） 乙：公園管理者（経済戦略局）

| 施設・設備 | 施設所有者 | 施設管理者 ※1 | 備考 |
|---------------------|-------|----------|----|
| 舗装 | 甲 | 乙 | ※2 |
| 舗装止ブロック(地先境界ブロック) | 甲 | 乙 | ※2 |
| 植栽樹(ツリーサークル含む) | 甲 | 乙 | ※2 |
| 防護柱(車止め) | 甲 | 乙 | ※2 |
| 照明灯(付属装置、基礎、配管配線含む) | 甲 | 乙 | ※2 |
| 道路排水柵 | 甲 | 乙 | ※2 |
| 排水管渠(側溝含む) | 甲 | 乙 | ※2 |
| 樹木 | 乙 | 乙 | ※2 |

※1 維持管理内容は、日常清掃・巡回、点検(日常・定期)、剪定、落書き防止、

不正使用対策(放置自転車対策、野宿者対策等)、修繕・更新、災害時等の対応とする。

※2 乙は、維持管理について指定管理者へ委託することができる。

- ・維持管理の実施および費用負担は公園管理者が行う
- ・イベントなど地上部分の占用許可手続き等も公園管理者が実施

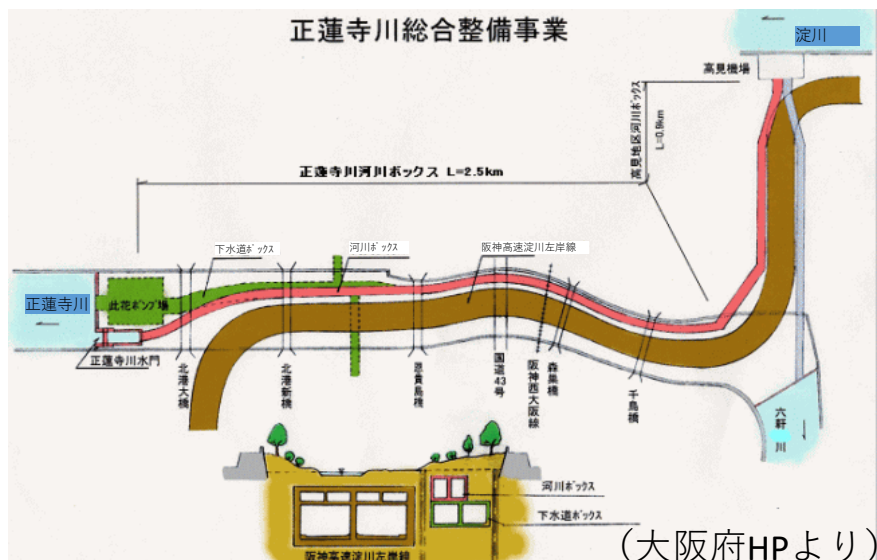
2 正蓮寺川歩行者専用道

(1) 事業概要

整備に至る背景～正蓮寺川総合整備計画～

正蓮寺川において地域の環境改善を図ることを目的に、大阪府、大阪市、阪神高速道路(株)の三者が連携し、河川管理施設、下水道施設、公園施設及び高速道路等を総合的に整備。

具体的には、正蓮寺川を陸地化し、河川機能や下水道機能、高速道路（淀川左岸線）が地下に整備されるとともに、陸地化された上部空間を利用して、災害時における避難空間の確保と生活の安全性・快適性の向上をはかるため、公園と歩行者専用道を整備。



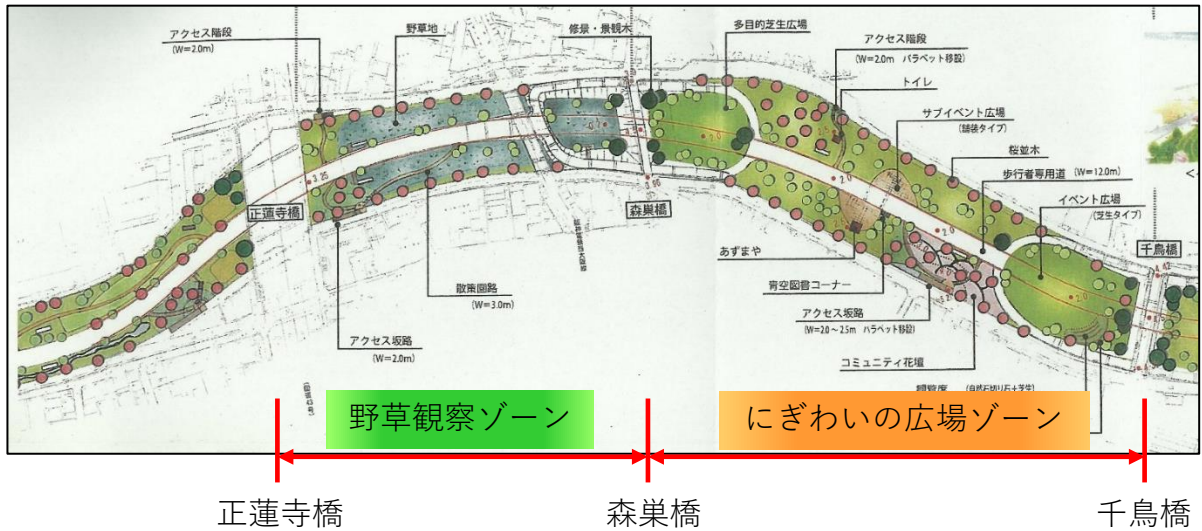
整備イメージ

(阪高(株)パンフレットより)

(2) 経過

| 年 度 | 事 項 |
|--------|---|
| 昭和61年度 | ・淀川左岸線Ⅰ期(掘割構造)区間および下水道、正蓮寺川公園の都市計画決定 |
| 平成14年度 | ・淀川左岸線Ⅰ期(掘割構造→覆蓋化)、正蓮寺川公園の都市計画変更 (12.7ha→18.8ha) |
| 平成25年度 | ・正蓮寺川歩行者専用道の都市計画決定(延長2,660m、幅員12m) |
| 平成27年度 | ・淀川左岸線Ⅰ期 島屋－海老江JCT(4.3km)の供用開始 ・「正蓮寺川・六軒屋川環境整備推進協議会」において、公園・歩行者専用道の基本計画(案)、正蓮寺川横断橋梁の盛土化を提示 |
| 平成29年度 | ・「正蓮寺川・六軒屋川環境整備推進協議会」において、森巢橋より上流部の整備図面提示 ・正蓮寺川横断橋梁の盛土化完成 |
| 平成31年度 | ・正蓮寺川公園 千鳥橋から上流230m ・正蓮寺川公園 都市計画変更(横断橋梁盛土化に伴う区域変更 18.8ha→18.3ha) ・正蓮寺川歩行者専用道 都市計画変更(同上 2,660m→2,790m) |
| 令和3年度 | ・正蓮寺川公園 千鳥橋上流区間開園 ・正蓮寺川公園 森巢橋～千鳥橋区間開園 |

(3) 整備内容 ~公園整備~

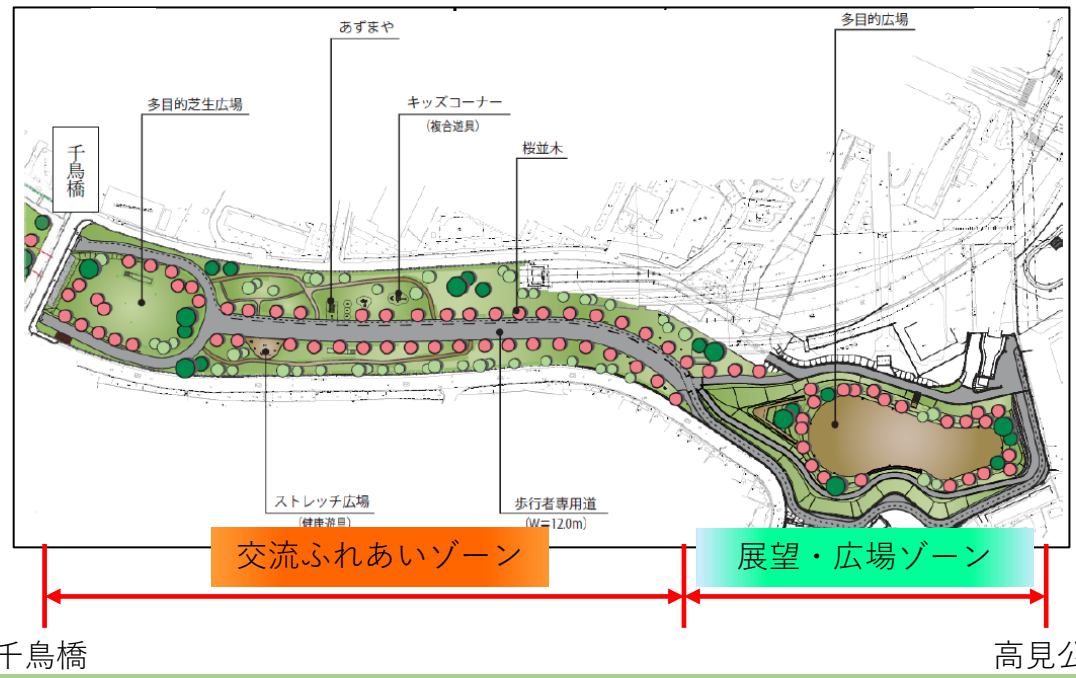


正蓮寺橋から高見公園間を大きく **4つのゾーン**に分け、それぞれテーマを定め計画している

※テーマ例

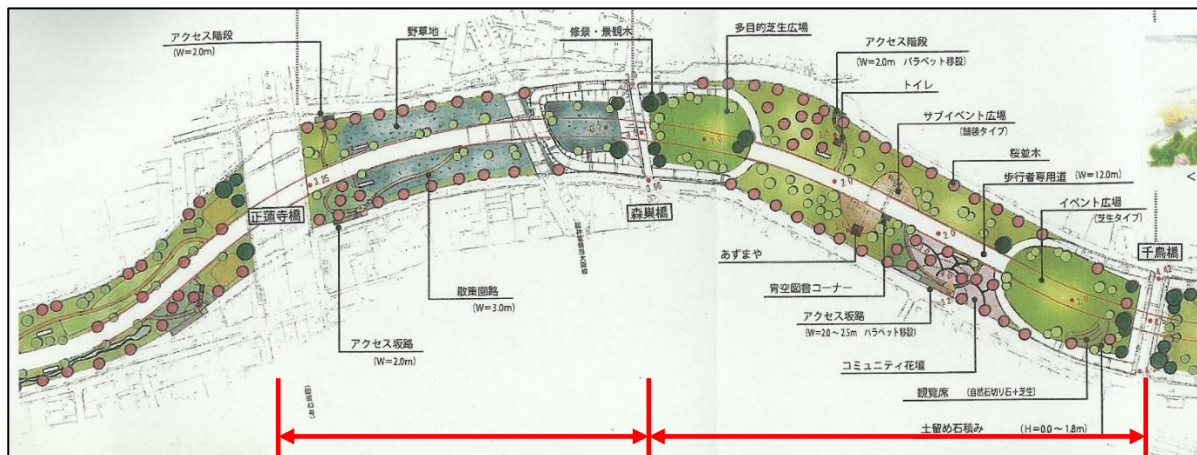
<交流ふれあいゾーン>
 周辺には高層、低層住宅が多く、日常的な利用が多いと考えられるため、様々な人と交流ができるゾーン
 ⇒ 複合遊具、幼児用遊具だけでなく、健康遊具などを設置し、誘因力を高めた広場とする。

<展望・広場ゾーン>
 遊びや活動など、様々な利用が行える広場を主体としたゾーン
 ⇒ 広場は、多目的な利用が可能となるよう土の広場とする他、盛土形状で周辺地盤よりも高い利点を活かし、眺望を意識した休憩施設とする。



(3) 整備内容 ～道路整備～

正蓮寺川を全面蓋掛けした上面を有効利用するため、正蓮寺川公園の整備に加え、都市計画道路 正蓮寺川歩行者専用道（幅員12m、延長2,660m）を整備



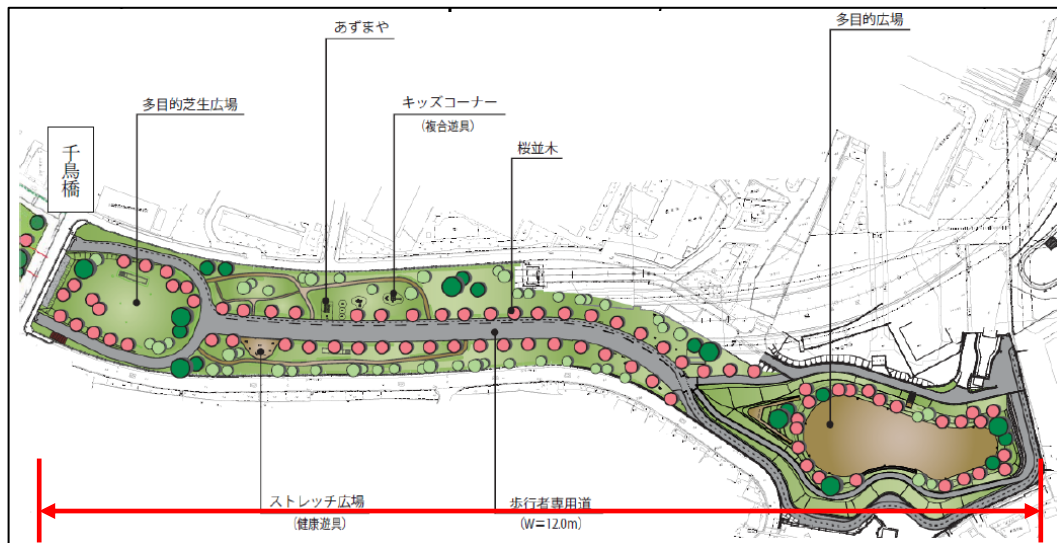
正蓮寺橋

森巢橋

千鳥橋

- ・歩行者専用道は、公園の真ん中に配置し、森巢橋及び千鳥橋などの橋梁取付け部は、北側及び南側からアプローチできる形状としている

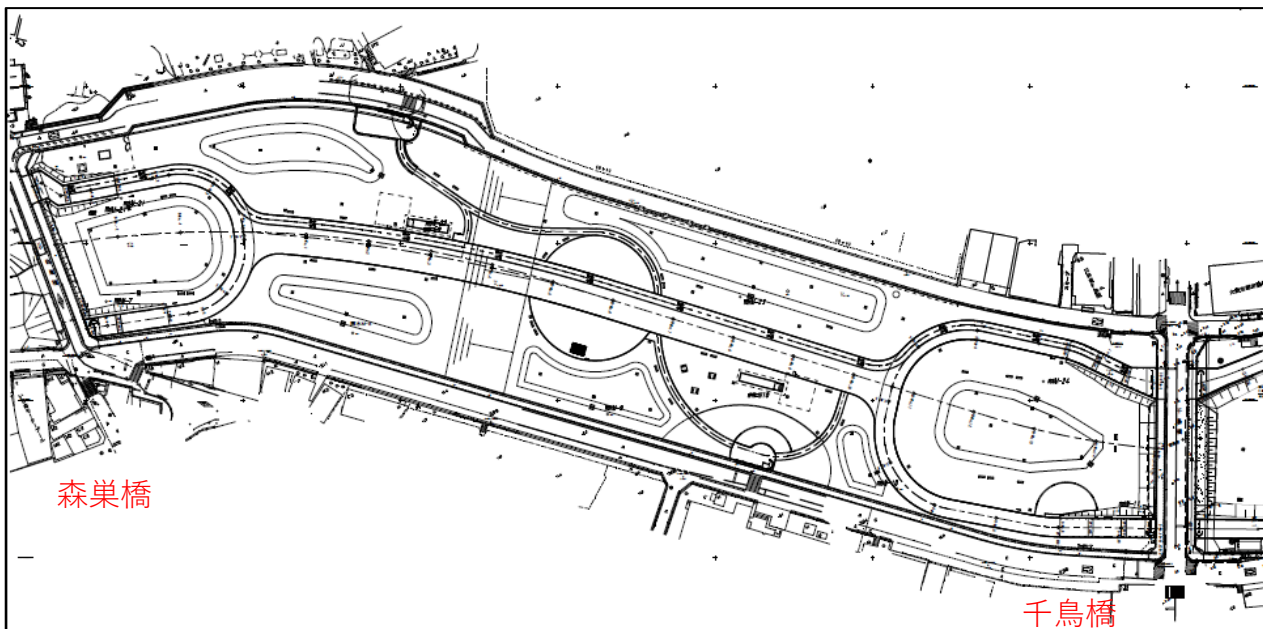
- ・また、高見公園部は、高台となっていることから、高台を囲むように歩行者専用道を整備している



千鳥橋

高見公園

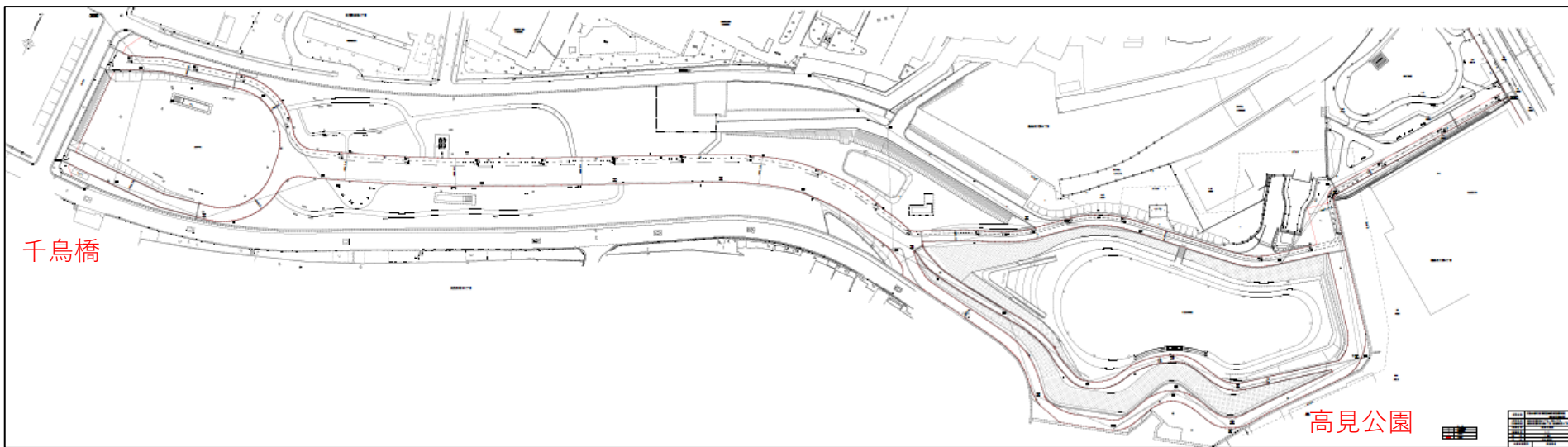
(3) 整備内容 ~道路整備~



- ・一般部
⇒幅員12m（うち3m自転車通行空間）

- ・南北分岐部
⇒北側6m（うち3m自転車通行空間）
南側6m

※幅員12mの道路（歩道）空間のなかに、3mの自転車通行空間を整備する（路面表示）

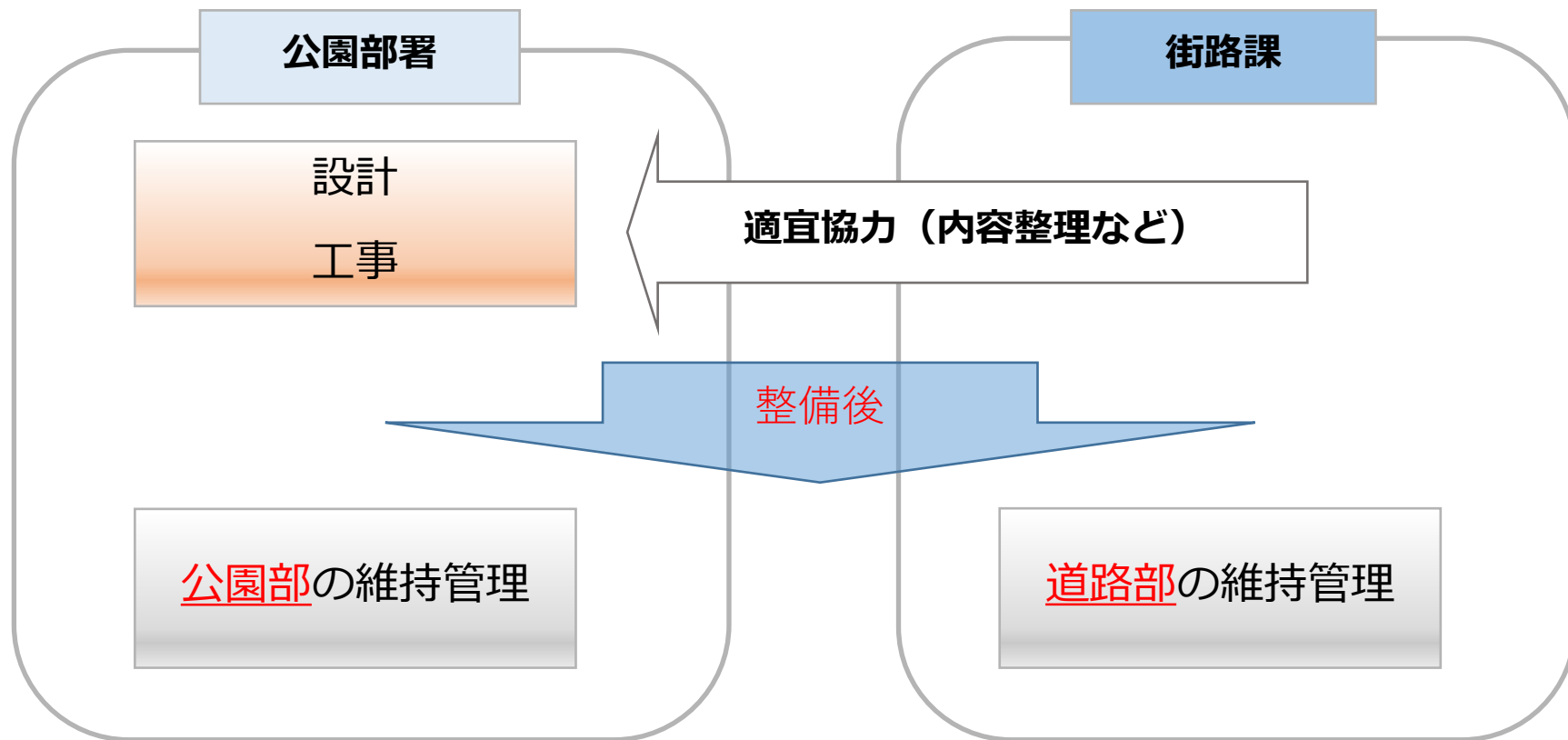


(3) 整備内容 ～整備後～



(4) 整備・管理スキーム

・公園部署及び街路課の相互協力のもと、事業を実施しており、スキームは下記のとおりである



都市公園と歩行者専用道は重複して都市計画を決定しており、お互いの位置づけは、公園園路と歩行者専用道の兼用工作物として取り扱うこととしており、兼用工作物協定を締結する予定である

ご清聴ありがとうございました。